

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十八号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号の二及び様式第一号の三を次のように改める。

様式第1号の2 (第1条の2関係)

小児慢性特定疾病医療費支給申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 居 住 地 〒

(注1) フ リ ガ ナ

氏 名

個 人 番 号

電 話 番 号

受診者との続柄

児童福祉法第19条の3第1項の規定により、次のとおり小児慢性特定疾病医療費の支給を申請します。

受 診 者	小児慢性 特定疾病 受給者番号							※他の疾病で支給を受けている場合及び継続申請の場合に記入してください。	
	フリガナ								
	氏名(注2)								
	居住地 (申請者と同じ場合は省略可)	〒							
	生年月日	年 月 日 (歳)							
	加入医療保険 等	フリガナ			受診者 との続柄				
		被保険者 氏名				記号・番号			
		保険者名称							
	小児慢性 特定疾病名(注3)					支給開始希望 年月日(注4)	年 月 日		
	支給開始希望年月日が申請日の1か月以上前の日付となる場合は、理由を記入してください。 <input type="checkbox"/> 医療意見書の受領に時間を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他 []								
自己負担上限月額 の特例(該当する ものに○)(注5)	療養負担過重患者 人工呼吸器等装着者 高額治療継続者								
所得状況を証明する書類の省略を希望する場合は、氏名を記入してください。 <input type="checkbox"/> 自己負担上限月額の階層区分がⅥ(最高額)となることを承諾し、所得状況等を証明する書類は提出しません。 (加入する医療保険が国民健康保険組合の場合は、省略できません。) 申請者氏名 <input type="checkbox"/> 市町村民税が非課税の場合(非課税証明書等の提出が必要)で保護者の収入が80万円を超えるため、自己負担上限月額の階層区分がⅢとなることを承諾し、各種年金・特別児童扶養手当等の証明書は提出しません。 申請者氏名									
申請に関する連絡先(申請者以外の場合に記入してください。)									
フリガナ					受診者 との続柄				
氏名									
居住地	〒				電話番号				

(注1) 受診者が18歳未満の場合は保護者、18歳以上の場合は本人が申請してください。

(注2) 申請者本人と異なる場合に記入してください。なお、申請者本人の場合は本人と記載してください。

(注3) 複数の疾病がある場合は全て記入してください。疾患群の異なる疾病や同じ疾患群でも治療内容の異なる疾病については疾病毎の医療意見書の提出が必要です。

(注4) 支給開始日は、指定医が「疾病の状態の程度」を満たすと診断した日又は申請を受理した日の1か月前(申請できなかったやむを得ない理由がある場合は最長3か月前)の同じ日のいずれか遅い日まで遡ることができます。医療意見書に記載された診断年月日等、支給開始日として適当と考えられる日を記入してください。継続申請の場合は記入不要です。

(注5) 特例に該当する場合は、併せて重症患者認定申請を行ってください。

<受診者と同一の公的医療保険に加入する方の情報（支給認定世帯、按分世帯の確認）>

- 1 受診者本人と同一の公的医療保険（以下「健康保険」という。）に加入する方（健康保険の被保険者証の記号・番号が受診者と同じ方）全員を記入してください（同居・別居は関係ありません。）。
- 2 受診者本人が国民健康保険（市町村発行）又は国民健康保険組合に加入している場合で、保護者が後期高齢者医療制度の被保険者の場合は、健康保険が異なりますが、保護者も記入してください。
- 3 個人番号は受診者本人及び受診者と同一の健康保険に加入する方のうち、被保険者（2の後期高齢者医療制度の被保険者を含む。）のみ記入してください。なお、当該制度において、既に提出済みの場合は記入不要です。

世帯員氏名 個人番号 <small>※既に提出済みの場合は不要</small>	居住地 (注1)	受診者 との 続柄	生年月日	小児慢性又は指定 難病受給者は該当 するものに☑ (申請中を含む。)	左記の 受給者番号	1月1日時点(注2) の居住市区町村・ 郵便番号
	/	本人	年 月 日	<input type="checkbox"/> 指定難病 <small>(今回申請する小児慢性 疾病以外の指定難病)</small>		市・区 町・村 〒
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病		市・区 町・村 〒
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病		市・区 町・村 〒
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病		市・区 町・村 〒
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病		市・区 町・村 〒
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病		市・区 町・村 〒
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病		市・区 町・村 〒
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病		市・区 町・村 〒

(注1) 受診者と異なる場合に記入してください。

(注2) 新規申請：申請が1月～6月の場合は前年の1月1日時点、7月～12月の場合は当年の1月1日時点
継続申請：当年の1月1日時点

<受診を希望する指定小児慢性特定疾病医療機関>

受診を希望する病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーションの名称及び所在地を記入してください。

該当する場合は☑		<input type="checkbox"/> 院外薬局の利用はない	
名 称	1	2	
所在地			
名 称	3	4	
所在地			
名 称	5	6	
所在地			
名 称	7	8	
所在地			
名 称	9	10	
所在地			

様式第1号の3（第1条の2関係）

小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 居 住 地 〒
 (注1) フ リ ガ ナ
 氏 名
 電 話 番 号
 受診者との続柄

児童福祉法第19条の5第1項の規定により、支給認定に係る事項を次のとおり変更したいので申請します。

公費負担者番号										フリガナ		
受給者番号										受診者氏名(注2)		
居住地		〒							生年月日			
指定小児慢性特定疾病医療機関	変更前	名称								変更後(注3)	名称	
		所在地									所在地	
		名称									名称	
		所在地									所在地	
		名称									名称	
		所在地									所在地	
自己負担上限月額及び自己負担上限月額に関する事項		事項										
		理由										
支給認定に係る		名称										
		理由										
		支給開始希望年月日(注4)	年 月 日									
小児慢性特定疾病		支給開始希望年月日が申請日の1か月以上前の日付となる理由 <input type="checkbox"/> 医療意見書の受領に時間を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他 []										

(注1) 受診者が18歳未満の場合は保護者、18歳以上の場合は本人が申請してください。

(注2) 申請者本人と異なる場合に記入してください。なお、申請者本人の場合は本人と記入してください。

(注3) 医療機関を追加する場合には、変更後に記入してください。

(注4) 支給開始日は、指定医が「疾病の状態の程度」を満たすと診断した日又は申請を受理した日の1か月前(申請できなかったやむを得ない理由がある場合は最長3か月前)の同じ日のいずれか遅い日まで遡ることができます。医療意見書に記載された診断年月日等、支給開始日として適当と考えられる日を記入してください。

添付書類

- 1 医療受給者証
- 2 変更内容が確認できる書類

附 則

- 1 この規則は、令和五年十月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の児童福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。